

文化芸術を取り巻く環境（国等）

- 文化芸術基本法の成立（文化芸術振興基本法の一部改正）
 <基本理念の改正内容>
 - ① 「年齢、障がいの有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
 - ② 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
 - ③ 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
- グローバル化の進展
- 情報通信技術の急速な発達
- ライフスタイルや価値観の多様化
- （新型コロナウイルスによる影響）

文化芸術を取り巻く環境（本市）

- 新文化施設「高槻城跡公園 芸術文化劇場」着工 令和4年度中開館予定
- 安満遺跡公園一次開園 令和3年春全面開園予定
- 体験型観光イベント「オープンたかつき」の開始
- 市制施行75周年・中核市移行15周年
- 新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジ開設など、交通利便性の飛躍的な向上

高槻市文化振興ビジョンのまとめ

『次期文化振興ビジョンの方向性』

計画期間 令和3年度～令和12年度（10カ年）

2つの柱

都市の魅力を高める文化

市民のための文化

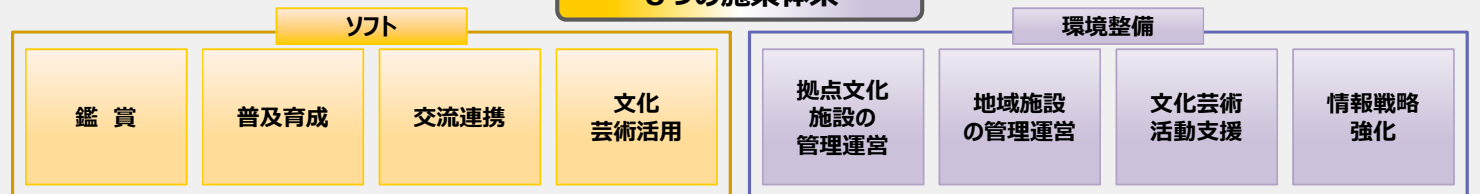
2つの考え方を柱に4つの基本方針を策定

4つの基本方針

劇場魅力の向上	文化芸術に親しむ 機会の創出	地域・関連分野との 連携・支援	効果的な情報発信
①新文化施設「高槻城跡公園 芸術文化劇場」に関する事業の展開 ②拠点文化施設（高槻城跡公園 芸術文化劇場、生涯学習センター、クロスバル高槻）の一体管理による効率的な管理運営 ③城跡公園の管理運営及び再整備	①優れた文化芸術にふれる機会の充実 ②あらゆる人たちが文化芸術に親しむ機会の拡充 ③生涯学習の充実	①本市の魅力を高める活力あるイベント・人材への支援 ②地域施設における文化芸術活動の場の充実 ③産業・観光分野との連携 ④教育・福祉分野との連携	①広報誌やSNSなどを活用した幅広い世代、対象に向けた効果的な情報発信 ②文化振興施策を通して本市をPRできる方策の検討

8つの施策体系

4つの基本方針実現のために
8つの施策体系を設定



8つの施策体系を基にした 実施計画

ビジョン推進のために（推進体制→市民、芸術家・文化芸術団体、行政、文化振興事業団、学校等、民間団体（企業・NPO等））

- ビジョンを推進するにあたっては、市民、文化芸術団体、行政、（公財）高槻市文化振興事業団、学校、民間団体など文化芸術に関わる様々な個人や団体が、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携・協力していくことが必要です